

県立文書館寄託の山田家文書

浅野長矩書状

平成二年度の収蔵文書展として、「江戸時代の武家文書」を六月十五日から九月十四日まで開催しました。

この展示に使用した山田家文書と平尾家文書は、ともに、広島藩の藩士だった家に伝わった文書で、浅野氏から与えられた文書を多く含んでいます。

上の写真は忠臣蔵で有名な赤穂藩最後の藩主浅野長矩ながたけの書状です。受取人の山田藏人は、赤穂浅野家と同じく広島浅野家の分家である三次浅野家の家老を勤めている人物です。

この書状の一行目に見える「内藤和泉」というのは、長矩の母方の叔父に当たる鳥羽藩主内藤忠勝のことで、「仕合しあひ」というのには、忠勝が延宝八年（一六八〇）に芝の増上寺において永井尚長を刺殺するという事件を起こして切腹させられたことを指しています。いわば長矩の身に不幸な事件が起きたわけで、山田藏人から何か見舞いのような書状が届けられたものと思われるかもしれません。この書状はそれに対する返事として出されたものですが、これより二二年後、奇しくも長矩自身も叔父と同じような事件を起こして切腹・改易という運命をたどることになります。違う点といえば、長矩の場合は残された家来たちが吉良邸に討ち入り、主君の恨みを晴らしたことでしょうか。

発刊に当たって

館長 熊田重邦

広島県立文書館は、開館してまもなく三年を迎えようとしています。この間、本県の歴史を研究し、学習する場所として、県民の皆様を初め、県外あるいは国外からも多くの方々を活用していただいています。

文書館の基本的な仕事は、歴史資料の収集・整理・保存を行い、そして閲覧利用に供することにあります。当館で閲覧に供している資料は、広島県史編さんの過程で収集した複製資料三万四千冊と、昭和三十年代以降の県の行政文書三万五千冊が中心になっています。このうち、複製資料には、県域の歴史研究を進める上で必要な資料が数多く含まれています。これら資料の利用に当たっては、いつでも検索できるように「複製資料目録」と「行政文書簿冊目録」を用意しています。また、古文書も約十万点の寄贈・寄託を受けて収蔵していますが、できるだけ早く整理を行い、皆さんの利用に供したいと考えております。文書館は、皆さんに利用されてこそ、その存在の意味があるわけですから、私たちは、「利用しやすい文書館」にしていきたいと思っております。そのためには、収蔵資料を充実させ、資料研究を十分行った上で、詳細な目録や索引を作成し、いつでも検索可能な情報を提供できるように整備しなければならぬと考えております。

この度、「文書館だより」を刊行することにしました。県立文書館を利用していただくのに必要な情報をお知らせし、皆さんに「親しまれる文書館」を目指して努めて参りたいと念願しております。今後一層の御支援と御協力をお願いいたします。

公文書館法（抄）

（昭和62年12月15日法律第115号）

（目的）

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

（責務）

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（公文書館）

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

（資金の融通等）

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

（技術上の指導等）

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附則

（専門職員についての特例）

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

「公文書館法」について

公文書館法は、昭和六十二年十二月十五日公布、翌六十三年六月一日に施行されました。この法律では次の三点が注目されます。

第一に、「公文書等」が、「歴史資料」として重要な価値を持つこと、及びこれらの散逸・消失を防止し、これを「保存し、利用に供することの重要性」を明らかにしたことです。

ここで、「公文書等」というのは、官公庁で保管している非現用の公文書や記録を指します。なお、これら「記録」には、古文書や私文書・地図・フィルム・音声記録・磁気テープ等が含まれると定義づけています。

第二に、これら「歴史資料」として重要な公文書等を保存し利用することについては、国民や地域住民に対して「適切な措置を講ずる責務を有する」ことを定めています。

第三に、歴史を後世に伝えるためにどのような「公文書等」を残すべきか、その判断をするために必要な「調査研究を行う専門職員」を置くように規定していることです。

広島県立文書館としては、公文書館法に基づき、県内の関係機関の皆さんと協同して、貴重な「公文書等」の散逸を防ぎ、その保存と利用を系統的に進めていきたいと考えております。

〈収蔵行政文書の紹介〉

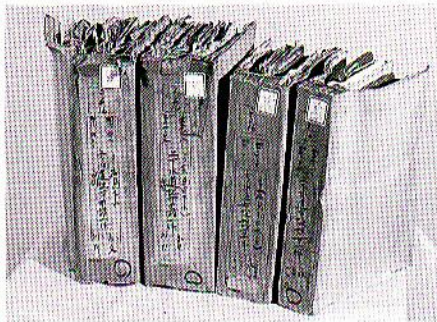
広島市下水道敷設関係資料について

県立文書館では、保存年限が満了した県の行

政文書のうち、歴史的に重要な資料を選別し、整理・保存の上、県民の皆さんに利用していただいています。しかし、選別作業は昭和四十年頃から始めたものである上、かつて水主町（現加古町）にあった広島県庁は、昭和二十年の原爆によって全焼していることから、県立文書館に保存されている約三万五千冊の行政文書のほとんどは戦後のものであり、戦前の資料は数えるほどしかないのが実情です。

それだけに、ここで紹介する明治末期から大正期の広島市下水道敷設関係資料は、許認可事務に関わる形式的な書類が多いとはいえ、戦禍を免れて今日にまで伝わってきた好運を思うだけでも興味の尽きないものがあります。

この資料は、「上下水道布設認可一件（広島市下水道）」との表題のもと、明治四十二年から大正三年にわたる資料が四分冊に編みつけられているものですが、明治四十四年・四十五年がなく、実際には冊数はもっと多かったものと思



県立文書館蔵「上下水道布設一件」

われます。内容的には、設計変更や道路掘削の許可申請及びそれに関する図面が中心です。

また、当時、総工費の三分の一は国庫補助を受けることができたことから、補助金申請に関する書類も含まれており、これは、広島市から県知事を経て内務省に進達されているものです。こうした書類から、例えば、「大正三年度ニ於テ国庫補助ヲ得サル場合ハ工事ノ幾部ヲ大正四年度ニ繰延べ更ニ国庫補助ヲ請願シ、尚国庫補助ノ許可ヲ得サル場合ハ工事ノ幾部ヲ大正五年度ニ繰延べ、更ニ補助ノ許可ヲ申請シ、尚其許可ヲ得ラレサル事ニ確定セバ、増税、起債等何レカニ財源ヲ求メテ工事ヲ竣成スルノ外ナキ」ことが語られているのを読む時、当時においても公共事業における補助金の比重の高さが理解されて興味深いものがあります。

古文書とともに、これらの行政文書も大いに活用し、郷土史研究を一層豊かなものにしていただきたいと思います。

Q & A

Q 広島県立文書館は、なぜ「もんじょかん」と呼ぶのですか？

A 「文書」という語は、普通は「ぶんしょ」と読みますが、主に歴史家の間では、もはや現用の文書として役目を終えた（非現用と言います）ものを、「もんじょ」と呼ぶことが多くあります。広島県立文書館は、こうした古文書や、非現用となった県の行政文書の中から歴史的に重要なものを収集・整理して、一般の利用に供することを仕事としていますので、「もんじょかん」という呼び名を採用しました。

〈収蔵古文書の紹介〉

岩室家文書について

県立文書館では、開館以降、広島県史編さん室が収集していた古文書に加え、所蔵者の皆様方の御好意により、多くの古文書を寄贈・寄託していただきました。その概要は五頁のとおりですが、ここでは、その中から岩室家文書について紹介してみたいと思います。

昭和六十三年十一月に、所蔵者の岩室良氏から、詩・俳諧などの文芸資料を除いた五十六点の古文書が文書館に寄贈されました。

岩室家では、家号を室屋むろやといい、広島城下新町組山口町（現在の中区鞆町・胡町・銀山町付近）で酒造業を営み、寛文年間から山口町の町年寄を、享保八年（一八二三）からは新町組の大年寄役を代々勤めた家柄です。このため、岩室家文書には「公用并ニ自分用記録」（宝暦十四〜明和二）や「役用手元之記録」（明和三〜安永七）を初めとした役用の記録や、安永年間の「五組用場働銀勘定帖」や化政期の五組用場の勘定帖など広島城下町の財政を知る上で貴重な資料が多く含まれています。

広島城下では、徳川家康の没後五十年忌にあたる寛文六年（一六六六）から五十年ごとに、本宮から御旅所の広瀬神社まで神輿が渡御する「通り御祭礼」が行われ、これには城下町からも石引行列などが参加したため、沿道には町民がつめかけ大いに賑わいました。この祭礼に関する町奉行からの触書留や町からの支出状況、神輿渡御の行列の順序などを知ることができる

珍しい資料も残っています。

広島城下町の商家文書は、そのほとんどが原爆などで失われていましたが、この岩室家文書も所蔵者の方の御苦勞によって一部が疎開していたため、かろうじて伝わったものです。岩室家文書はその意味でも貴重な古文書と言えます。



県立文書館蔵岩室家文書

古文書一口メモ

書札しょざつれいについて 1

昔は電話も自動車も無く、通信・連絡手段といえば手紙が中心でした。しかし、手紙は単なる紙片に過ぎず、これに思いを余すところなく盛ることは容易ではありません。紙面の上で

きるだけこの目的を叶えようとして、細かな書き分けの決まりが生まれました。これを書札礼といいます。文書の差出人と受取人の関係や紙面に盛られた内容などによって、料紙の大きさや文字の崩し方、墨の濃淡を初めとする種々の条件を、しかも組み合わせ使い分けなければならなくなりました。例えば、「殿」という敬称は、相手との上下関係や親疎などによって、一番丁寧な楷書に近い「殿」から、一番礼の薄い平仮名の「とのへ」まで四通りから六通り以上の書き分けが必要でした。

殿殿殿殿殿殿殿殿殿殿

書札礼を覚えて、差出人が受取人を見下すことにもなれば、時として喧嘩沙汰にもなったのです。歴史の史料として古文書を利用しようとするものも、書札礼を十分踏まえて、その意味を理解しなければなりません。

お願い

県立文書館では、広島県に関する歴史的価値のある行政文書や行政資料、古文書、郷土資料の類を収集して保存しています。これらに関する情報をお持ちの方、御寄贈・御寄託いただける方は、当館まで御連絡下さい。（〇八二―二四五一八四四四）

寄贈・寄託文書一覧表

年度	文書名等	推定点数	旧郡村名等	内 容	備 考
昭和62年度まで	橋本家文書	600点	尾道町	商家文書	寄託
	竹内家文書	10,000点	賀茂・吉川	庄屋文書	寄贈
	平賀家文書	5,000点	賀茂・上保田	〃	寄託
	三上家文書	3,000点	高田・上甲立	〃	〃
	佐々木家文書	601点	高田・白木	戸長役場・県会関係資料	〃
	松江家文書	2,500点		県議会関係資料	寄贈
	その他35件	5,900点			
	小計	27,601点			41件
昭和63年度	宮本家文書	50点		心学者宮本愚翁関係	寄贈
	海城家文書	367点	安芸・熊野	庄屋・戸長役場文書	寄託
	岩室家文書	50点	広島・山口町	商家・城下町関係文書	寄贈
	尼子家文書	1,000点	世羅・敷名	庄屋文書 他	寄託
	山田家文書	300点		近世武家文書	〃
	千葉家文書	5,000点	安芸・海田市	中世・近世交通関係文書	〃
	八田家文書	15,000点	佐伯・玖島	議会・銀行・地主関係文書	〃
	野坂家文書	500点	賀茂・寺家	鶴亭日記・医書 他	〃
	重清家文書	4,000点	高宮・南原	庄屋文書	〃
	永井家文書	1,000点	高宮・上中野	庄屋文書	〃
	橋本家文書	15,000点	尾道町	商家文書	移管
	その他8件	1,119点			
小計	43,386点			19件	
平成元年度	荒川家文書	2,000点	高宮・桐原	庄屋・戸長役場文書	寄託
	有田家文書	4,000点	賀茂・郷	庄屋文書	〃
	芸北町役場文書・芸北町役場収集文書	18,000点		美和・中野・雄鹿原・八幡村役場文書 村竹・山本家文書・山県郡国郡誌 他	寄託
	その他	1,383点			
	小計	25,383点			9件
計	96,370点			69件	

文書館の利用の仕方

一 利用券の交付

初めて閲覧される方は、カウンターで利用券の交付を受けてください。利用券は一年間有効です。

二 閲覧

文書館資料は、当館の閲覧室で利用するものとし、館外貸出しは原則としてできません。

三 複写

文書館資料を複写するには、原所蔵者の許可が必要です。なお、資料のほとんどが公刊されたものでないため、複写するにも人権・プライバシーについて十分な配慮をお願いしなければなりません。

四 展示・講座

収蔵文書展や特別展・企画展等の展示を定期的開催します。観覧は無料です。

また、当館では、郷土史講座や古文書解説入門講座等も開いています。いずれも無料です。

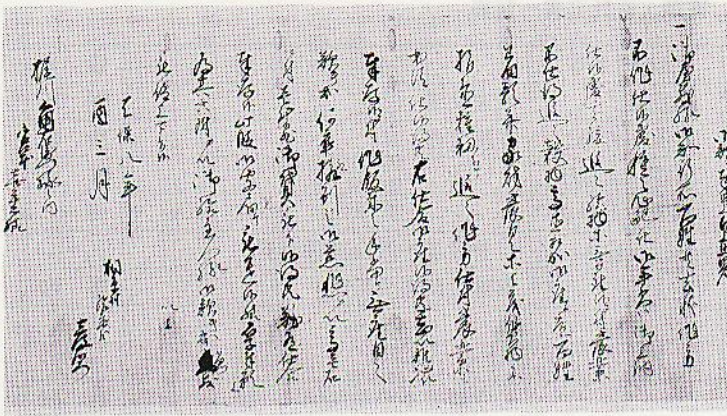
五 相談

文書館では、資料保存や歴史等に関する相談にも応じています。

「古文書への招待」

高宮郡桐原村の天保飢饉の資料

写真の古文書は、広島市安佐北区可部町桐原の荒川良三氏より県立文書館に寄託された荒川家文書の中の一点です。この古文書が作成された天保八年（一八三七）はちょうど享保・天明とならぶ天保の大飢饉の最中で、その差し迫った状況下で、給庄屋の彦右衛門が、一石につき一斗の作飯米（農民の生活に必要な米）の貸付けを給主の川角右衛門に願いだしたものです。



前年の天保七年は、全国的な冷害で、広島藩でも山県郡など山間部を中心に二十五万五千五百石余の田畑の損耗を出しています。広島藩の総石高は四十二万六千五百石余ですから、半数を越える田畑が被害を受けたこととなります。この桐原村も、その例にもれず、「不作」で、なんとか年貢は納入したものの、その後は食物もなく、米価も騰貴して（一石が三五〇目）、この年の種籾を得るために百姓は、着物や家財、さらには農具まで質入れしたと、この古文書は伝えています。

御歎キ奉ニ申上一口上覚

一御屋敷様御知行所百姓共、去秋作方「不作仕候処」種々心配仕、御年貢ハ御上納「仕候処」、其後追々給物等無ニ御座一候二付、農業「不仕得」、追々穀物高直相成御座候故、百姓「着類并家財・農具等与茂質物」に「指置、種粒下ケ、追々作方仕付、農業も」出清仕候得共、右仕合御座候得共、甚以難渋「奉」存一候二付作飯米之手当テ無ニ御座一、日々「歎」キ出、何卒格別之御慈悲ヲ以、高老石「二付壹斗宛御貸被」下候得共、「難レ有仕合」奉「存」候。此段御聞届ケ被レ遣候様厚奉ニ願上、為レ其書附ヲ以御給主人様御歎キ出、宜敷「被」仰上「一可レ被」下候。以上

天保八年

西三月

桐原村

給庄屋

彦右衛門

梶川角右衛門様之内

喜平二様

この年、桐原村としても困窮者に対して施行を行いました。が、「最早其業相叶不申、必至難渋仕候」と、この古文書が作成された同じ三月に、難渋者救助のため、銀二七貫余の貸与を藩及び給主に対して求めています（荒川家文書「難渋者飯糧差引取約メ帳」）。しかし、貸与された銀は十貫足らずに過ぎず、その内五六九匁を、村の総軒数二〇七軒のうち一七七軒に貸し、その残り銀で二月十五日までの約二カ月にわたって粥を施し、さらに、そうめん・うどん等をも与えています。が、結局一二軒が死絶、揚がり百姓となっています（『可部町史』）。

お知らせ

第二回郷土史講座 平成二年十月二十五日

(木)

会場 庄原市立中央公民館集會室

(08247-2-0849)

時間 午前一〇時―一二時

講師 天野卓郎広島経済大学経済学部教授

演題 「東北の農村問題と米騒動」

受講生募集中 定員一〇〇名

*同日午後「史料解説講座」を行う予定です。

講師は県立文書館研究員。

第二回企画展 「近世尾道の発展と商人」

期間 平成二年十月十五日(月)―十二月

十四日(金)

*十二月十二日に頼誠一広島大学総合科学部教授を講師に迎え、第三回郷土史講座を開催する予定です。



移民資料の収集について

県立文書館では、現在、『広島県移住史』を編さんしています。『広島県移住史』は、通史編と資料編各一冊からなり、来年刊行されます。編さんに必要な資料は、主として写真撮影等複製により収集しています。県内では町村役場文書のほか、移民関係者へのインタビューや移住地で撮影した写真や手紙等の書類、県外では外務省外交史料館・国立国会図書館・国際協力事業団などから資料を収集しています。また、ハワイ・北米大陸西海岸・南米・オーストラリアにも資料調査に出かけ、現地で結成された日本人会の文書や県出身の個人の文書・写真等を収集してきました。

これまでに収集した資料のうち、町村役場文書からは、たとえばハワイ官約移民の募集・出発の状況を具体的に知ることができます。また、移民が役場に提出した出稼願・帰国届・徴兵不参届や送金通知等もあります。外務省の文書は、移住地における移民の状況等に関する領事報告、移民の保護・取締りに関する通達を初め、移民に関する様々な情報が含まれており、まさに移民資料の宝庫です。日本人会の文書からは現地における日本人社会の状況がよくわかります。

明治期の移民は労働契約をあらかじめ結んで渡航する契約移民が大部分で、移民会社がそのあっせんに当たっていました。県立文書館の寄託文書の中に、その移民会社の資料があり、移民の募集から渡航、現地での就労・送金などの状況を具体的に知ることができます。直接的な当事者の資料として移民会社の文書は極めて貴重なものです。県内には多くの移民会社がありました。現在までのところ他には見つかっていません。

これまでに何人かの移民関係者（海外の広島県人・県内の帰国者）の調査を行い、写真・手紙・証書類を収集することができました。上の写真はその一つです。「百聞は一見にしかず」で、写真は移民の諸相を雄弁に物語ってくれます。県内には多くの移民関係者がおられますが、それらの方々の所にはかなりの確率で、写真などが残っている可能性があります。

県立文書館では、今後とも引き続きこうした資料を収集し、移住史編さんに役立てるとともに、文書館のコレクションの一つとして充実させていきたいと思っています。（写真は「サクラメント広島県人会ピクニック」米国サクラメント、ジャック・土田氏寄贈）

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

（全史料協）

この協議会は、簡単に言えば、歴史資料の保存と利用に関係する機関と個人の全国的な集まりです。会員相互の連絡提携を促進し、研究協力を積み重ねることによって、社会に寄与することができるよう、活発に活動しています。

公文書館法を生み出す母体となったのも、この団体であり、現在、機関会員は七五団体、個人会員も八六人に達しています。平成元年十月五日、六日の両日、広島県情報プラザで「地域の中の文書館」をテーマに全国大会が開かれました。なお、広島県内で全史料協に加入しているのは、機関二団体と個人一人です。

公文書館法が生まれ、各地方自治体に歴史資料として重要な公文書等を保存する責務が課されることになった現在、県内にも資料保存と調査研究の連絡体制を作りたいものです。



第15回全史料協全国大会

開館後の文書館の主な出来事

昭和63年10月1日 県立文書館開館

27日 情報プラザ（文書館）落成式挙行

開館記念特別展示、講演会開催

11月21日 資料寄贈・寄託者への感謝状贈呈式開催

平成元年2月1日 第一回地方調査員会議開催

2月19日 「移住史」編さんのため、カナダ・アメリカに館員を派遣

3月31日 研究紀要第1号刊行

4月3日 第一回企画展を開催

9月6日 第二回特別展を開催

9月28日 「移住史」編さんのため、カナダ・アメリカに館員を派遣

10月5・6日 第十五回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会を開催

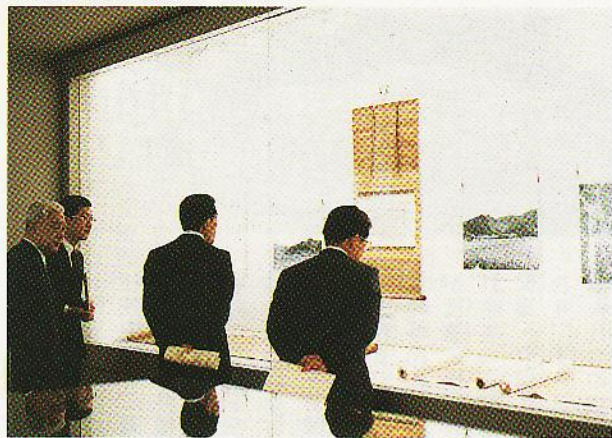
11月15日 第一回収蔵文書展開催

11月17日 資料寄贈・寄託者への感謝状贈呈式開催

平成2年2月10日 郷土史講座・古文書解読講座開催

3月31日 研究紀要第2号刊行

複製資料目録第3集刊行



開館記念特別展の風景



古文書解読講座風景

利用案内

■開館時間

*月～金曜日 9時～17時

*土曜日 9時～12時

■休館日

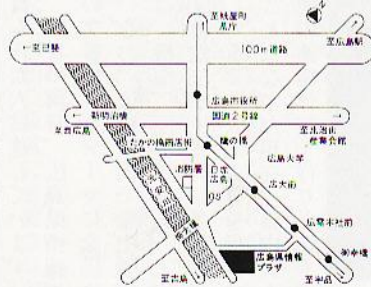
*日曜日、国民の祝日及び振替休日

*年末年始（12月28日～1月4日）

*交通 J R広島駅よりバス（広島港行き）又は路面電車（紙屋町經由宇品行き）いずれも、広電本社前下車徒歩7分

広島県情報プラザ2F

〈御案内〉



広島県立文書館
 広島県立図書館
 広島県産業技術交流センター

広島県立文書館だより 第1号

平成二年九月二十六日発行

編集発行 広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七―四七

電話 082-245-8444

印刷 中国印刷株